

## 再苦情の処理について

### 1 再苦情の審議を依頼する場合（現行）

- (1) 条件付一般競争入札において、入札参加資格がないと認められた者からその理由について説明を求められ回答したが、その者から再苦情を申立てられた場合
- (2) 請負工事の成績を評定した場合において、請負者からその内容について説明を求められ回答したが、その者から再苦情を申立てられた場合
- (3) 入札参加資格制限を行った場合において、入札参加資格を制限された者からその理由について説明を求められ回答したが、その者から再苦情を申立てられた場合

### 2 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（抜粋）

総合評価方式において、落札者とならなかった者が、公表された落札理由等を踏まえ、落札者としなかった理由の説明を求めた場合は、その理由を適切に説明するとともにその者が落札者となることが適切であるとの申出をした場合においては、当該申出の内容を検討し、回答することとする。

（略）加えて、手続の透明性を一層高めるため、これらの説明等に不服のある場合にさらに苦情を処理できるとすべきであり、必要に応じて各省各庁の長等において第三者機関の活用等中立・公正に苦情処理を行う仕組みを整備するものとする。この場合においては、入札及び契約について審査等を行う入札監視委員会等の第三者機関を活用することが適切である。

### 3 今後の対応（案）

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」を踏まえ、総合評価方式による落札者決定に係る再苦情についても、入札制度等監視委員会に審議を依頼する再苦情の対象とすべきでないか。

その場合、入札参加資格がないと認められた者から再苦情の申立てがあった場合と同様に、再苦情の申立てがあった場合でも、入札及び契約手続を続行すべきではないか。

( メリット・デメリットの整理 )

	メリット	デメリット
入札手を停止	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札制度等監視委員会の結論が入札手続に反映されるため、不服申立人の主張が認められた場合には、その者の権利が尊重される</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・入札制等監視委員会の結論が出るまでの間、他の入札参加者を不安定な立場に置くことになる(この場合、配置技術者が確保できないために他の入札にも参加できなくなる可能性がある)</li><li>・工期の延長が必要となる場合がある</li><li>・不当な再苦情の申立てが誘発される可能性がある</li></ul>
入札手続を続行	<ul style="list-style-type: none"><li>・他の入札参加者を一定期間不安定な立場に置かずに済む</li><li>・予定どおりのスケジュールで工事を進めることができる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・他の入札参加者との契約締結後に入札制度等監視委員会で審議することとなるため、不服申立人の主張が認められた場合であっても、この者を落札者とすることはできない(損害賠償の問題となる)</li></ul>

なお、総合評価方式については、入札を実施する前及び落札者を決定する前に学識経験者の意見を聴いており、発注者の恣意的な運用の可能性は低いものと考えられる。